

カッター活動 実施要項

国立若狭湾青少年自然の家

当施設でのプログラムとして、カッター活動を実施する利用団体は、次の事柄を十分理解して、安全対策に万全を期するとともに、活動の目的達成に努めるものとする。

1 活動の目的

- 一生懸命、全力で頑張る体験をする。
- みんなで協力することの大切さを体験する。
- 最後まで力を出しきることのすばらしさを体験する。
- 自然の持つ偉大さやすばらしさを身近に味わう。
- 指導者の指示に従い、安全に対する意識を高める。
- 海(生物、潮流、漁法、環境など)について興味関心をもつ。
- 艇長の話に耳を傾け、人の生き方などについて考える。

2 基本事項

<実施期間>

3月中旬～11月 ※原則、7月20日～8月31日は午前のみ

<活動場所>

当施設を中心に、北側は沖の石周辺、南側は田島周辺まで。

近隣漁港(世久見・食見・田島・阿納など)からの入退所も実施する。

<参加人員>

青少年教育団体および社会教育団体

9m艇は、1艇につき30名(漕艇24名 補助席6名) 全7艇

6m艇は、1艇につき13名(漕艇12名 補助席1名) 全1艇

<参加対象>

小学校5年生以上とする。

<指導・監視人員>

当施設から……指導者及び艇長(利用艇数人)、救助艇担当者、棧橋担当者

利用団体から……団体責任者(陸上待機担当者)1名、活動責任者(打合せ担当者)1名、乗艇監視者(団体指導者)各艇に1名

<実施の可否>

次のいずれかに該当する場合は中止とする。

午前の活動は8:30、午後の活動は12:45に判断する。

- ① 平均風速が10m/s 以上(目視により、白波が立っている)と判断されるとき
- ② 波高が概ね1m 以上と判断されるとき
- ③ 局地的な突風がある場合。(特に寒冷前線が通過する場合。)

- ④ 台風の接近や暴風警報の発令が予想される場合
- ⑤ 暴風や波浪の警報が発令されている場合
- ⑥ 落雷の発生する恐れがある場合。(目視や音での確認)
- ⑦ 強風・波浪・強風波浪・雷の各注意報が発令されている場合であって、団体より実施しない(中止する)旨の申し入れがあった場合
- ⑧ 栈橋での乗降が危険な場合
- ⑨ 濃霧で見通しの悪い場合
- ⑩ 救助艇が艇庫から安全に移送できない場合、また栈橋や沖合で待機できない場合
- ⑪ その他、活動が不可能と特に判断者が判断した場合

3 実施の概要

<実施前>

- ・ カッター活動の指導と安全管理は、当施設職員と利用団体指導者で行うため、事前打合せにおいて十分に共通理解を図る。
- ・ 利用団体の活動責任者は、実施にあたって活動前(午前の部 8:40 午後の部 12:50)に、カッター活動実施届(座席図含む)を事務室へ提出し、指導担当職員と最終打合せを行う。
- ・ 乗艇者は全員、事前に「カッター活動乗艇前説明」の説明動画を視聴してくることを義務付ける。

<実施中>

- ・ 指導及び緊急時の対応は原則として当施設職員(指導担当職員)と艇長が行う。
- ・ 救命胴衣の後始末は、利用団体が行う。
- ・ 各艇の乗艇監視者は、次の3つのことを行う。
 - ① 活動中の参加者の様子を観察し、健康状態の把握をする。
 - ② 活動中に艇長が体調不良に陥った際は、各艇にある無線機(活動前に使用方法是説明する)を使って艇長の代わりに救助を要請する。
 - ③ 必要に応じ、艇長へ報告し、指示を仰ぐ。

4 安全管理

<健康観察>

- ・ 利用団体指導者及び当施設職員(指導担当職員)による健康観察によって、参加の可否を決める。また最終打合せ時、参加者の健康状態ならびに既往疾病等による支援事項を施設職員と共有する。

<安全対策>

- ・ 危険が予想される場合は当施設職員(指導担当職員)により中止する。
- ・ 利用団体側から乗艇監視者および陸上監視者を配置する。
- ・ 救助艇に AED を常設する。
- ・ 暑さ指数(WBGT)28以上の値が予想される場合は、団体と協議の上、活動時間の短縮等の対策を行う場合がある。